

令和7年6月2日



令和7年度 都立城東特別支援学校開放事業

<障害者のためのプール開放事業>募集要項

都立城東特別支援学校
学校開放事業運営委員長

1 対象

都内在住又は在勤の障害(知的障害)のある人々で構成された団体及びグループ
※個人では申込できません。

2 開放日時

令和7年7月24日(木)から7月31日(木)まで
6日間とも午前10時30分から正午まで ※片付け・着替え時間も含めます。

3 申込期間

令和7年6月18日(水)から令和7年7月9日(水)まで
※本校ホームページより「障害者のためのプール開放事業申込書」をダウンロードし、必要事項を記入してファクシミリまたは電子メールで下記宛先にお申し込みください。
なお、申込期日を過ぎたものは受付けられませんので、申込期間を厳守してください。
※申し込み団体が多数の場合は、本委員会が抽選により調整し、決定いたします。

4 費用 無料

5 利用にあたって注意事項

参加人数に応じた人数の監視指導員を利用団体から選出していただきます。監視指導員には事前に東京都
が実施する研修に参加していただきます。謝金もお支払いします。

(監視指導員の配置基準)

参加人数	監視指導員
~9名	5名
10名~19名	6名
20名~29名	7名
30名~39名	8名
40名~49名	9名
50名以上	10名

6 注意事項等

- (1) 本委員会では、流行が懸念されるプール熱等の発病、その他の事故が発生した場合の責任については一切負いません。
- (2) 本事業は利用団体から選出される監視指導員及び本校の教職員から選任される管理員の配置が義務付けられています。監視指導員は、プール利用中における事故防止のための監視、水泳指導、水中介助、緊急時の応急処置等を行います。管理員はプールの衛生管理、緊急時の対応等を行います。
- (3) 監視指導員の傷害保険料は東京都が負担します。利用者、引率者等について保険が必要な場合は利用団体にて加入等の手続きをお願いいたします。
- (4) 本校のプール施設整備につきましては保健所等による指導に基づき、各関係法令等に適合する状態を常に維持しています。ただし、当日の天候や水温、水質、また熱中症指数等により、プールの使用ができない場合もありますので、御了承下さい。
- (5) 本校の施設又は設備に損害を与えた場合は、東京都教育委員会が相当と認める現品又は金額の賠償責任が伴いますので御了承ください。
- (6) 別紙「プール施設利用上のお願い」を遵守してください。
- (7) 駐車場の貸出は行いませんので、公共交通機関での来校をお願いいたします。

[申込・問合せ先]

都立城東特別支援学校

副校長 富樫 忠

主幹教諭 田中 美晴

電 話 03-3683-6230

ファクシミリ 03-3683-6231

電子メール S0781549@section.metro.tokyo.jp

プール施設利用上のお願い

都立城東特別支援学校
都立学校開放事業委員長

安全にプールを利用していただくため、以下のことを順守していただきますようお願いいたします。

- (1) 施設管理員の指示に従って行動してください。
- (2) 利用時間を順守してください。(利用時間には着替えの時間も含まれます。)
- (3) 爪の長さ、耳垢などに注意し、身体を清潔にしてください。(付添いの方も同様です。)
- (4) 入水前に必ず排せつを済ませてください。使用できるトイレは更衣室内のトイレとします。
更衣室内およびプールサイドで排せつの失敗があった際は、利用団体で処理の程よろしく
お願いいたします。
- (5) 準備体操は入水前に必ず行ってください。
- (6) 水筒・ペットボトルの持込は可能ですが、水分補給の場所は更衣室のみとさせていただきます。
- (7) プールの水質を保つために、必ずシャワーで体を洗ってください。化粧、整髪料、ネイル、アクセサリー等を付けた状態での入水は禁止です。ラッシュガードの着用は可能です。
- (8) アクセサリー、眼鏡(落下防止のひもがあれば可)等の着用は危険ですので、御遠慮ください。
- (9) 鍵のかかるロッカーがありませんので、なるべく貴重品はお持ちにならないでください。
- (10) 施設に異常がある場合やプール内の汚染等(排便含む)があった場合は、施設管理者にす
みやかに連絡をしてください。

その他、健康面や衛生面、ケガや事故について十分に注意してください。